

第3節 数値目標設定指標の動向

○数値目標を設定している14項目の指標のうち、「憲章」・「行動指針」策定時と比較できる項目についてみると、改善は7項目、悪化は2項目となっている。

(注) 上記14項目の指標のうち4項目は、「憲章」・「行動指針」策定時より調査対象が変更となっているため、比較が困難となっている。

(注2) 上記14項目の指標のうち1項目は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果の実数値となるため、2011年値については比較が困難となっている。

○数値目標を設定している指標のうち、25～44歳女性や60～64歳等の就業率、保育等の子育てサービスを提供している割合等については、「憲章」・「行動指針」策定時から引き続き改善しているが、自己啓発を行っている雇用者の割合等は悪化している。

「行動指針」では、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について、取組が進んだ場合に達成される水準を示す数値目標を設定しています。

以下、数値目標に設定された指標の動きについて概観します。

「行動指針」策定時(平成19年12月)と比較して、改善したものは、「①就業率」のうち「25～44歳女性」、「60～64歳」、「⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合」、「⑥年次有給休暇取得率」、「⑦メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」、「⑫保育等の子育てサービスを提供している割合」、「⑬男性の育児休業取得率」、「⑭6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間」の7項目となっている一方、悪化したものは「②時間当たり労働生産性の伸び率」、「⑩自己啓発を行っている労働者の割合」の2項目です。

また、「①就業率」のうち、「20～64歳」、「15歳以上」、「20～34歳」と、「⑧在宅型テレワーカー数」については、平成22年6月の改定で追加・変更された指標であるため、図表3-3-1では「行動指針」策定時の実績値を記載していません。

なお、以下項目及び図表については、東日本大震災の影響により、2011年の数値は岩手県、宮城県及び福島県(被災3県)を除く全国の結果のみ記載しています。当該3県を除く2011年の数値と前年とを正確に比較するため、図表上は、全国の2010年の数値に加えて遡及集計した当該3県

を除く全国の2010年値も記載しており、本文中の比較については、2010年、2011年とも被災3県を除く数値を用いています(対前年増減等を含む)。

③フリーターの数 図表3-3-5

⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合 図表3-3-7

⑨短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等) 図表3-3-12

⑬男性の育児休業取得率 図表3-3-17

【参考】

平成22年(2010年)6月の「行動指針」の改定で、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)等との整合性を取りつつ、2020年の目標値が設定されました。また、指標についても一部見直しが行われ、「①就業率」についても「65～69歳」が削除、全体をみる指標として「20～64歳」と「15歳以上」の区分が追加、若年層をみる指標として「25～34歳男性」に代えて「20～34歳」が採用されたほか、「⑧在宅型テレワーカー数」を「テレワーカー比率」に代えて設定、「女性の育児休業取得率」については、改定前に2012年までに80%と設定していた目標値を2007年に達成したことから削除されました。

【図表 3-3-1 数値目標一覧】

数値目標設定指標の動向

※データ公表時期の関係で、必ずしも最新の状況が反映されているわけではないことに留意が必要。

	行動指針策定時 (2007.12)	レポート 2011 (2011.12)	最新値	目標値 (2020 年)
I 就労による経済的自立が可能な社会				
①就業率（Ⅱ、Ⅲにも関わるものである）				
20～64 歳	—	74.7 % (2010)	<74.8 %> (2011)	80 %
15 歳以上	—	56.6 % (2010)	<56.6 %> (2011)	57 %
20～34 歳	—	73.7 % (2010)	<74.2 %> (2011)	77 %
25～44 歳女性	64.9 % (2006)	66.6 % (2010)	<66.8 %> (2011)	73 %
60～64 歳	52.6 % (2006)	57.1 % (2010)	<57.1 %> (2011)	63 %
②時間当たり労働生産性の伸び率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	1.6 % (’96-’05 年度の 10 年間平均)	1.5 % (’01 年度-’10 年の 10 年間平均) [注 1]	1.3 % (’02 年度-’11 年度の 10 年間平均) [注 1]	実質 GDP 成長率に関する目標（2 %を上回る水準）より高い水準
③フリーターの数	187 万人 (2006) (H15 年度にピークの 217 万人)	183 万人 (2010)	[176] 万人 (2011)	124 万人 ※ピーク時比で約半減
Ⅱ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会				
④労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	—	46.3 % (2011) [注 2]	—	全ての企業で実施
	41.5 % (2007)	—	—	
⑤週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	10.8 % (2006)	9.4 % (2010)	<9.3 %> (2011)	(10.0 % (2008) から) 5 割減
⑥年次有給休暇取得率	—	48.1 % (2010) [注 3]	<49.3 %> (2011) [注 4]	70 %
	46.6 % (2006)	—	—	
⑦メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	23.5 % (2002)	—	<43.6 %> (2011)	100 %
Ⅲ 多様な働き方・生き方が選択できる社会				
⑧在宅型テレワーカーの数	—	320 万人 (2010)	490 万人 (2011)	700 万人 (2015 年)
⑨短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	—	13.4 % (2010)	[20.5] % (2011)	29 %
	(参考) 8.6 % 以下 (2005) [注 5]	—	—	
⑩自己啓発を行っている労働者の割合				
正社員	46.2 % (2005)	41.7 % (2009)	<43.8 %> (2010)	70 %
非正社員	23.4 % (2005)	18.4 % (2009)	<19.3 %> (2010)	50 %
⑪第 1 子出産前後の女性の継続就業率	38.0 % (2000-2004) [注 6]	38.0 % (2005-2009) [注 7]	—	55 %
⑫保育等の子育てサービスを提供している割合				
保育サービス（3 歳未満児）	20.3 % (2007)	24.0 % (2011) [注 8]	<25.3 %> (2012)	44 % (2017 年度)
放課後児童クラブ（小学 1～3 年）	19.0 % (2007)	21.2 % (2010)	<22.9 %> (2012)	40 % (2017 年度)
⑬男性の育児休業取得率	0.50 % (2005)	1.38 % (2010)	<2.63 %> (2011)	13 %
⑭ 6 歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間	1 日当たり 60 分 (2006)	—	<67 分> (2011)	2 時間 30 分

注 [] 内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県（被災 3 県）を除く全国の結果、< > 内の数値は、被災 3 県について総務省が補完的に推計した全国の結果。
 注 1 時間当たり労働生産性の推計に必要な「国民経済計算」、「労働力調査」、「毎月勤労統計調査」のうち、「毎月勤労統計調査」は、岩手県、宮城県及び福島県を中心に、2011（平成 23）年 2～5 月値について東日本大震災による影響が出ている可能性がある。
 注 2 2010（平成 22）年から、調査対象が「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数 30 人以上の企業」から「農林業を除く従業員数 30 人以上の企業」に変更されている。
 注 3 2007（平成 19）年から、調査対象が「本社の常用労働者が 30 人以上の民営企業」から「常用労働者が 30 人以上の民営企業」に変更されている。（参考）2006（平成 18）年以前の調査方法による値は、2008（平成 20）年は平均取得率 48.1 %、2009（平成 21）年の平均取得率は 48.2 %、2010（平成 22）年は 49.3 %である。
 注 4 2011（平成 23）年調査では、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替（調査対象）としている。
 注 5 2010（平成 22）年度の値は「平成 22 年度雇用均等基本調査」より、2005（平成 17）年の値は「平成 17 年民間企業の勤務条件制度等調査」より参考値として作成しており、短時間勤務制度の事由（複数回答）のうち、「自己啓発」、「地域活動」、「高齢者の退職準備」、「その他事由」、「事由を問わず認める」について集計。
 注 6 第 13 回出生動向基本調査（夫婦調査）より作成。第 12 回～第 13 回調査の当該第 1 子が 1 歳以上の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
 注 7 第 14 回出生動向基本調査（夫婦調査）より作成。第 12 回～第 14 回調査の当該第 1 子が 1 歳以上 15 歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。内閣府試算値から、第 14 回出生動向基本調査（夫婦調査）の公表値に変えたため、レポート 2010 時の値と異なっている。
 注 8 2011（平成 23）年の数値については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の 8 市町村（岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町）を除いている。

※凡例 赤字：行動指針策定時（平成 19 年 12 月）より改善 青文字：行動指針策定時（平成 19 年 12 月）より悪化
 最新値欄の黒文字：「行動指針」策定時と比較が難しいもの — ：更新できないもの

(1) 「①就業率」

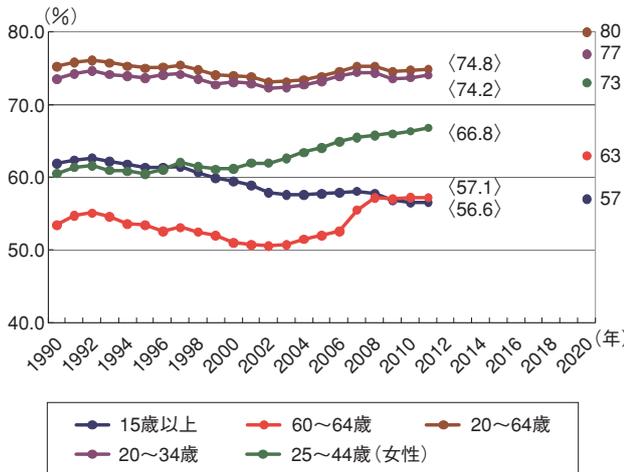
2011年についてみると、20～64歳の就業率は、74.8%と前年の74.7%から0.1ポイント上昇しています。15歳以上の就業率については、2008年以降3年連続で低下していましたが、2011年は56.6%と前年から横ばいとなっています。

20～34歳の若年層の就業率は、前年の73.8%から引き続き上昇し、74.2%となっています。

25～44歳の女性の就業率は、上昇傾向が続いており、2011年は、前年の66.4%から66.8%へと上昇しています。しかし、25～44歳の女性の就業率は、2020年の目標値（73%）との差が他の項目と比べて最も大きくなっています。

60～64歳の就業率は、高齢者雇用確保措置の進展等により2003年から2008年まで上昇が続きましたが、その後は横ばいとなり、2011年は57.1%となっています。

【図表 3-3-2 就業率】

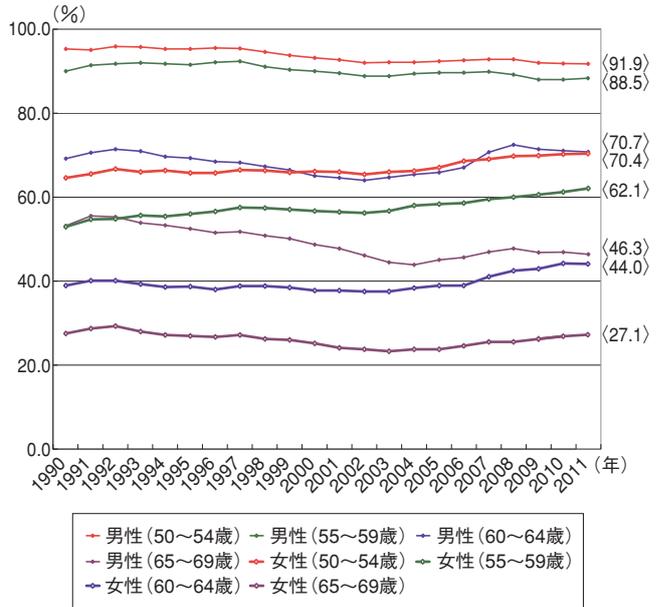


(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. 就業率とは、15歳以上人口に占める就業者の割合である。
 3. 2011年の数値〈 〉は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

【参考】50歳以上の男女別就業率

60～69歳の就業率を男女別にみると、近年、60～64歳、65～69歳のどちらも、女性の就業率は上昇傾向にあり、男女差は縮小傾向にあります。しかし、いずれの年齢層でも男性よりも女性の就業率が大幅に低く、60～64歳では26.7ポイント、65～69歳では19.2ポイントの差がみられます。こうした男女間の差は、女性の継続就業の状況によるところも大きく、高齢者の就業促進とともに、女性が働き続けられる環境整備が求められます。

【図表 3-3-3 50歳以上の就業率（男女別）】



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. 就業率とは、各年齢階級別人口に占める就業者の割合である。
 3. 2011年の数値〈 〉は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

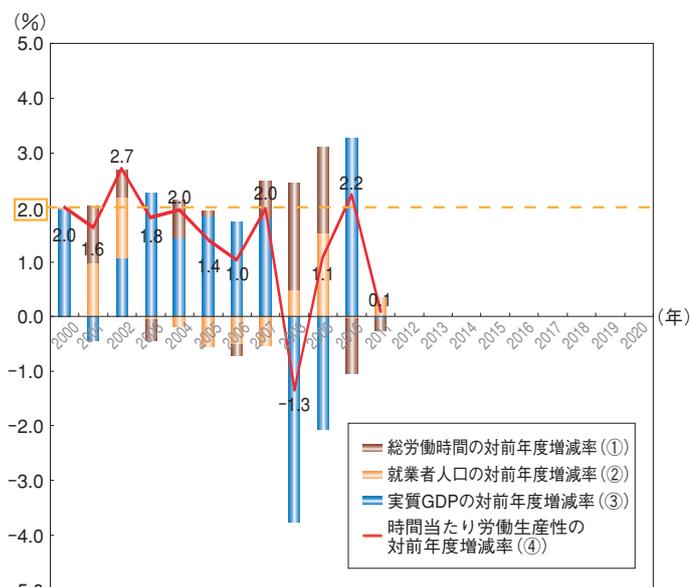
(2) 「②時間当たり労働生産性の伸び率」※

これまでの対前年度の時間当たり労働生産性の上昇率をみると、2008年度は、同年度前半の景気の急激な悪化を受けて大きく落ち込みましたが、その後2年連続でプラスの伸びとなり回復がみられました。しかし、2011年度は、東日本大震災等の影響も考えられ、前年度比0.1%と上昇率は縮小しました。

※(注) 図表3-3-4の備考4にあるとおり、1人当たりの労働時間の算出に用いている厚生労働省「毎月勤労統計調査」は、2011年2～5月分について、岩手県、宮城県及び福島県の被災3県を中心に一部調査を中止している。また、同期間は、有効回答率の低下がみられるため、時系列比較には留意が必要。

さらに、図表3-3-4の備考5にあるとおり、就業者数の算出に用いている総務省「労働力調査」も、2011年3～8月分については総務省統計局が公表している補完推計値を用いる。

【図表3-3-4 時間当たり労働生産性の伸び率の推移(前年度比、実質)】



(備考)

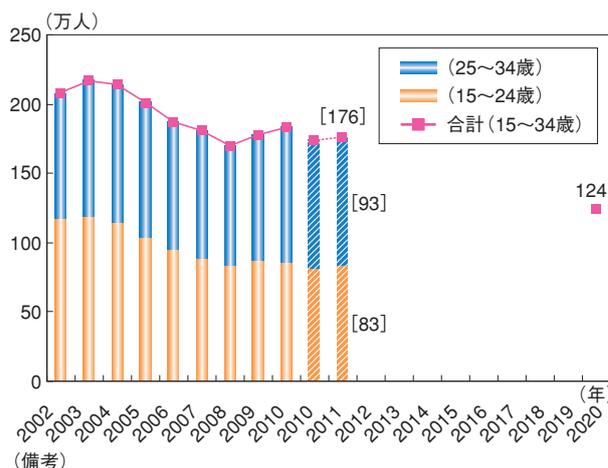
1. 【内閣府「国民経済計算」(連鎖方式)、【総務省「労働力調査」】(年度平均)、【厚生労働省「毎月勤労統計調査」】(5人以上事業所)より作成。
2. 実質GDPは、2012年4～6月期1次速報(2012年8月13日公表)の年度値による。
3. 「時間当たり労働生産性=実質GDP/就業者×総労働時間」から対前年度増減率で表示すると、「時間当たり労働生産性増減率(④)=実質GDP増減率(③)-(就業人口増減率(②)+総労働時間増減率(①))」となるため、グラフ上は②及び③はマイナスを乗じている。
4. 労働時間は、2011年2～5月分について、岩手県、宮城県及び福島県の被災3県を中心に、一部調査の中止や有効回答率の低下という東日本大震災による影響が出ている。
5. 就業者数は、2011年3～8月分について、総務省統計局による補完推計値を用いて年度値を算出している。

(3) 「③フリーターの数」

フリーター(15～34歳のパート・アルバイト及びその希望者)の数は、2004年以降5年連続で減少しましたが、2009年に増加に転じました。

2011年と前年を比べると、15～24歳の層では増加しており、25～34歳の年齢層では横ばいとなっています。

【図表3-3-5 フリーター数の推移】



(備考)

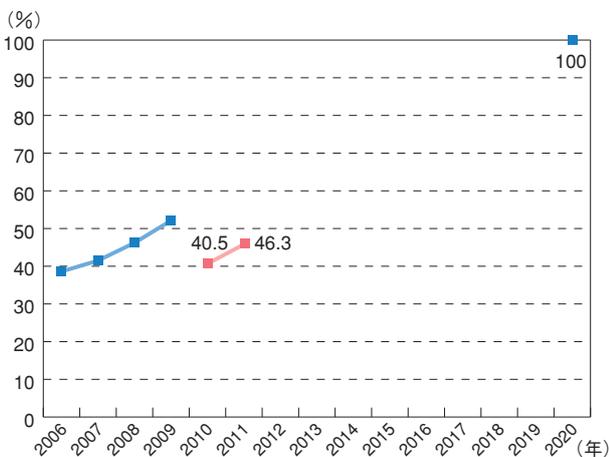
1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 数値は、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計。
3. 斜め塗りつぶし棒グラフ及び点線の折れ線で示した2010年及び2011年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(4) 「④労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合」※

労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合をみると、2011年は46.3%となっています。

※(注) 2010年の調査から、調査対象が「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数30人以上の企業」から、「農林業を除く従業員数30人以上の企業」に変更された。

【図表 3-3-6 労働時間等の課題について
労使が話し合いの機会を設けている割合】



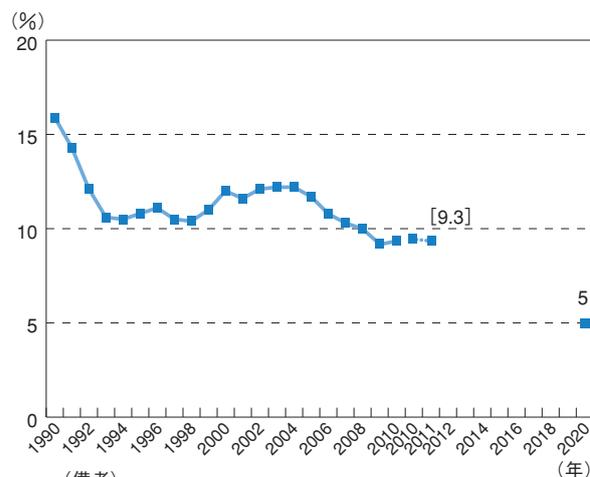
(備考)

- 厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」より作成。
- 2009年以前の調査対象：「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数30人以上の企業」
2010年以降の調査対象：「農林業を除く従業員数30人以上の企業」

(5) 「⑤週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合」

週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合をみると、1990年代初めに急速に低下しましたが、1990年代後半から 2000 年代前半にかけて上昇し、2004 年以降は再度低下に転じていました。2010 年は前年比で増加し 9.5%となりましたが、2011 年は 0.2 ポイント低下して 9.3%となり、2009 年からほぼ横ばいで推移しています。

【図表 3-3-7 週労働時間 60 時間以上の
雇用者の割合】



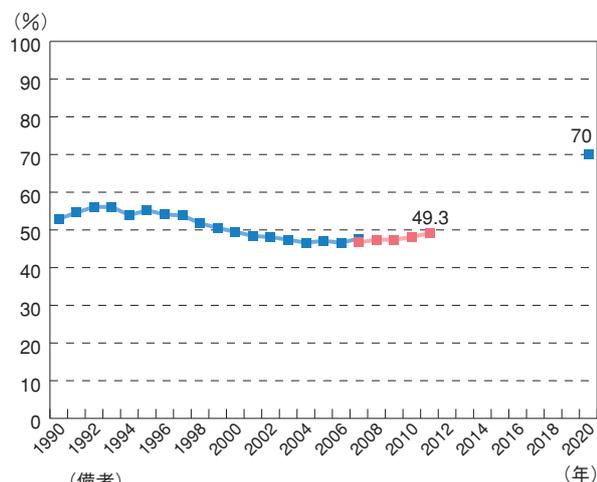
(備考)

- 総務省「労働力調査」により作成。
- 数値は、非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める割合。
- 点線の折れ線で示した2010年及び2011年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(6) 「⑥年次有給休暇取得率」

年次有給休暇取得率をみると、1990年代半ば以降低下傾向にあり、2000年以降は、50%を下回る水準で推移していますが、2011年は49.3%となり、2009年から3年連続で上昇しています。

【図表 3-3-8 年次有給休暇の取得率】



(備考)

- 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
- 2006年以前の調査対象：「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」
2007年以降の調査対象：「常用労働者が30人以上の民間企業」
- (参考) 2006年以前の調査方法による平均取得率は2007年47.7%、2008年48.1%、2009年48.2%、2010年49.3%。
- 2011年調査では、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域(※)から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替(調査対象)としている。
※国土地理院「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」(2011年4月18日公表)により、津波の浸水を受けた地域並びに東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故に関し設定された警戒区域等(市区町村単位)。

(7) 「⑦メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」※

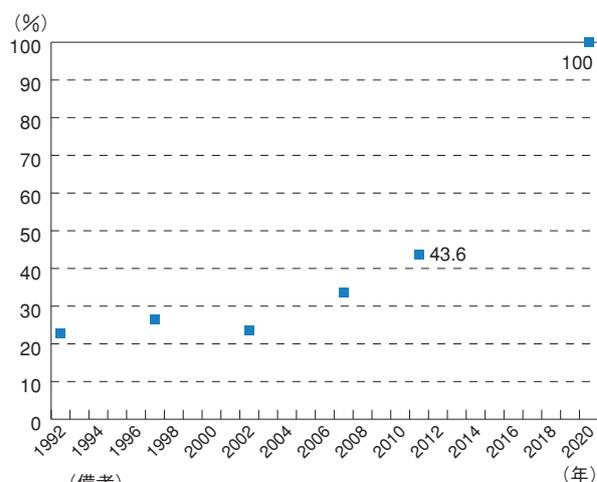
メンタルヘルスケアに取り組んでいる職場の割合をみると、2011年は43.6%となり、2007年に比べ、10.0ポイント上昇しました。

事業所規模が大きいほど取り組んでいる職場の割合が高く、事業規模5000人以上では100%、1000～4999人では、98.7%となっています。

※(注) 10人以上規模事業所における「心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいる」と回答した事業所の割合

平成23年調査では、「心の健康対策(メンタルヘルスケア)」の取組内容として、「労働者からの相談対応の体制整備」、「労働者への教育研修、情報提供」、「管理監督者に対する教育研修、情報提供」、「メンタルヘルスケアの実務を行う担当者の選任」等が含まれている。なお、調査年ごとに取組内容に関する質問項目が異なることに注意が必要。

【図表 3-3-9 メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合】



(備考)

- 2011年の数値は、厚生労働省「平成23年労働安全衛生特別調査(労働災害防止対策等重点調査)」より、それ以前の値は、厚生労働省「労働者健康状況調査」より作成。
- 数値は、10人以上規模事業所における「心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいる」と回答した事業所割合。
- 2011年の調査では東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域(※)に所在する事業所を抽出対象から除外し、被災地域から調査対象として抽出する予定の数を被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する事業所から抽出し、調査対象とした。
※被災地域は、岩手県、宮城県及び福島県の全域

【参考】

【図表 3-3-10 メンタルヘルスケアに取り組んでいる職場の割合（規模別）】

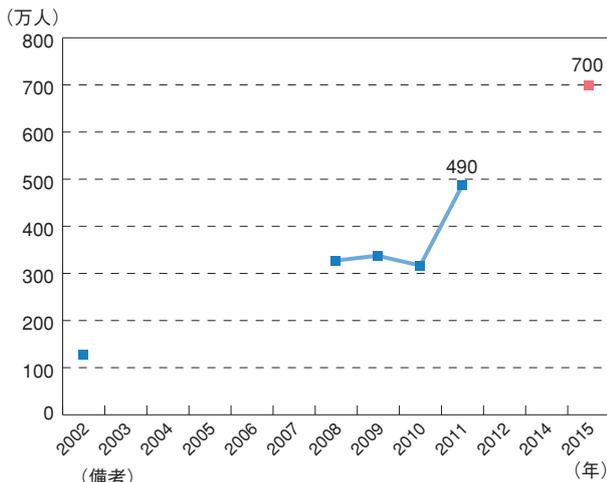
	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所計
平成 23 年	43.6
（事業所規模別）	
5000人以上	100.0
1000～4999人	98.7
500～999人	95.1
300～499人	93.1
100～299人	79.5
50～99人	60.4
30～49人	45.1
10～29人	37.9

（備考）厚生労働省「平成 23 年労働安全衛生特別調査（労働災害防止対策等重点調査）」より作成。

（8）「⑧在宅型テレワーカー」

在宅型テレワーカーについては、2011年に国土交通省が実施したテレワーク人口実態調査による分析では、2010年と比較して170万人増加し、就業者人口の7.5%、約490万人と推計されています。この要因としては、東日本大震災を契機にテレワーク導入が促進されたことなどが考えられます。

【図表 3-3-11 在宅型テレワーカー】



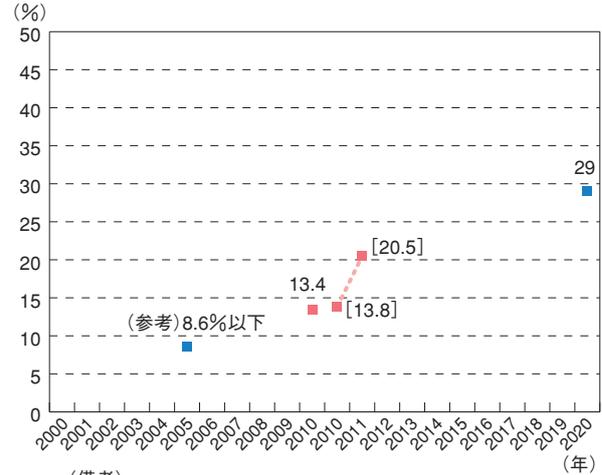
（備考）

1. 国土交通省「テレワーク人口実態調査」による。
2. 在宅型テレワーカーとは、ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICTを利用できる環境において仕事を行う時間が1週間あたり8時間以上である人。

（9）「⑨短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）」

短時間勤務を選択できる事業所の割合（育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く）は2011年度では、2010年度の13.8%から上昇し20.5%となっています。

【図表 3-3-12 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度）】



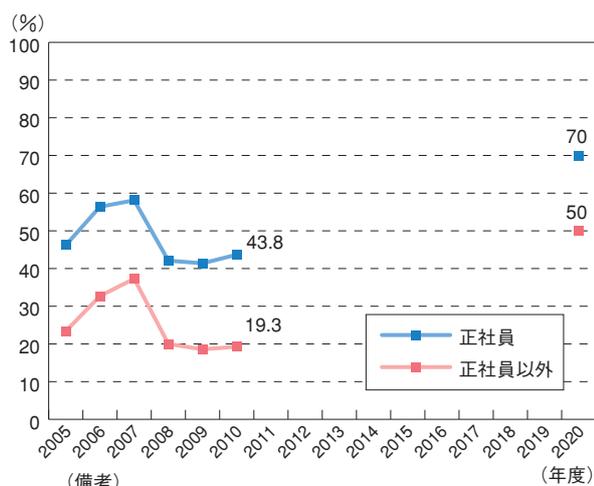
（備考）

1. 2010年度、2011年度の値は「雇用均等基本調査」より。フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が、短い又は所定労働日数が少ない正社員として勤務することができる短時間正社員制度（育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く。）
2005年の値は「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査」より参考値として作成。短時間勤務制の事由（複数回答）のうち、「自己啓発」、「地域活動」、「高齢者の退職準備」、「その他事由」、「事由を問わず認める」について集計。
2. 2010年、2011年は年度。点線の折れ線で示した2010、2011年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(10) 「⑩自己啓発を行っている労働者の割合」

自己啓発を行っている労働者の割合をみると、2007年度までは正社員、正社員以外ともに増加傾向にありましたが、経済状況の悪化等の影響により2008年度に急減し、以降大きな変化はみられません。ただし、2010年は正社員については43.8%、正社員以外については19.3%と前年度に比べわずかながら改善傾向を示しました。

【図表 3-3-13 自己啓発を行っている労働者の割合】



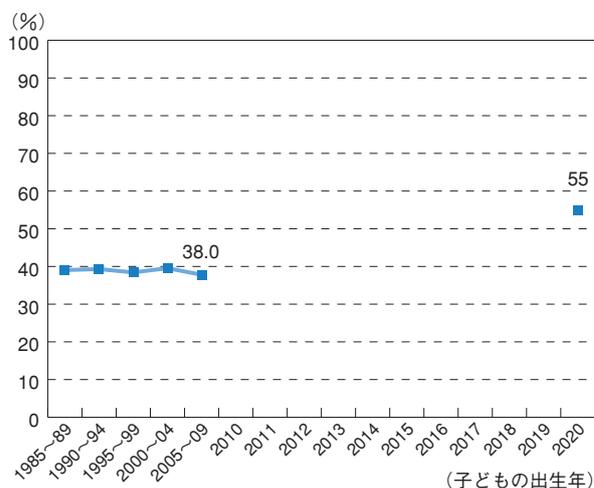
(備考)

1. 厚生労働省「能力開発基本調査」により作成。
2. 自己啓発とは、労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう（職業に関係ない趣味、娯楽、健康増進のためのスポーツ等は含まない）。
3. 年度は調査対象年度。

(11) 「⑪第1子出産前後の女性の継続就業率」

第1子出産前後の女性の継続就業率をみると、子どもの出生年が2005～2009年である女性の就業継続率は38.0%となり、同2000～2004年である女性の就業継続率に比べ低下したものの、ほぼ横ばいで推移しています。これを正規の職員とパート・派遣別に分けてみると、正規の職員は就業を継続している者の割合が増加しているのに対し、パート・派遣は就業を継続する者の割合が正規の職員に比べて少なく、また1985～89年から1995～99年にかけて減少し、その後微増しています。（第3章1節（P.123参照））

【図表 3-3-14 第1子出産前後の女性の継続就業率】



(備考)

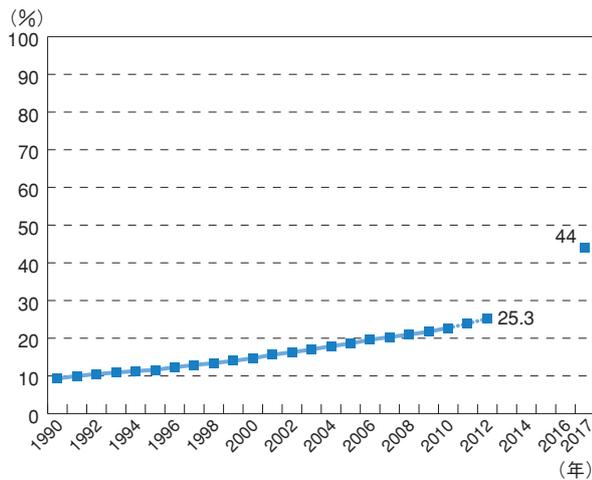
1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」により作成。
2. 数値は、当該年間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠判明時に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合。

(12) 「**⑫保育等の子育てサービスを提供している割合**」

・保育サービス（3歳未満児）

待機児童の8割を占める3歳未満児の公的保育サービスの利用割合（3歳未満児の保育所利用児童数の人口比）については、2012年4月1日時点で25.3%となり、引き続き増加しています。

【図表 3-3-15 保育サービス
（3歳未満児の保育所利用児童数の人口比）】



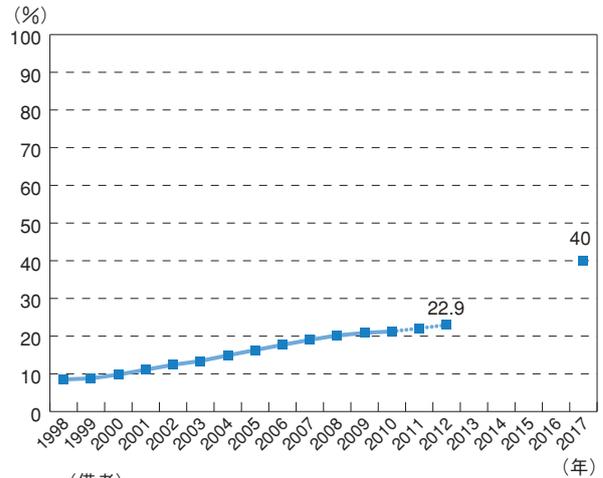
（備考）

- 3歳未満人口は総務省「人口推計」、「国勢調査」より作成。保育所利用児童数は厚生労働省「福祉行政報告例」より作成。ただし、2007～2009年は「保育所の状況等について」、2010年以降は「保育所関連状況取りまとめ」より作成。
- 人口は前年10月1日現在、保育所利用児童数は当年4月1日現在の数値。
- 保育所利用児童数の2011年の数値については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の8市町村（岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町）を除いている。

・放課後児童クラブ（小学1～3年生）

放課後児童クラブ（小学1～3年生の放課後児童クラブ登録児童数の就学児童数に対する割合）については、2012年は22.9%となり、引き続き増加しています。なお、クラブ数については、2011年の20,561か所から2012年の21,085か所へと引き続き増加しています。

【図表 3-3-16 放課後児童クラブ
（小学1～3年生の放課後児童クラブ
登録児童数の就学児童数に対する割合）】



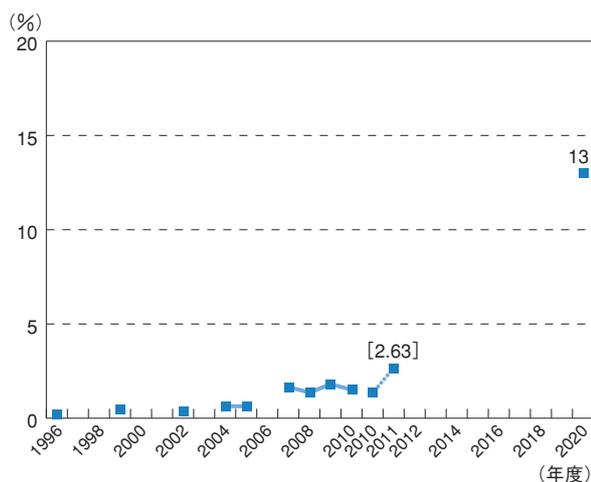
（備考）

- 放課後児童クラブ登録児童数は、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」による各年5月1日現在の数値。2011年の数値は、岩手県及び福島県の12市町村を除いたもの。
- 就学児童数は、文部科学省「学校基本調査」による年度値。数値は毎年5月1日現在。2012年の値は速報値。

(13) 「⑬男性の育児休業取得率」

2011年度の育児休業取得率については、男性は2.63%と、非常に低い水準で推移しています。一方、女性の育児休業取得率は、2000年代後半に大きく上昇し、2011年度は、対前年度比で3.5ポイント上昇の87.8%となっており、男女間で大きな差があります。

【図表 3-3-17 男性の育児休業取得率】



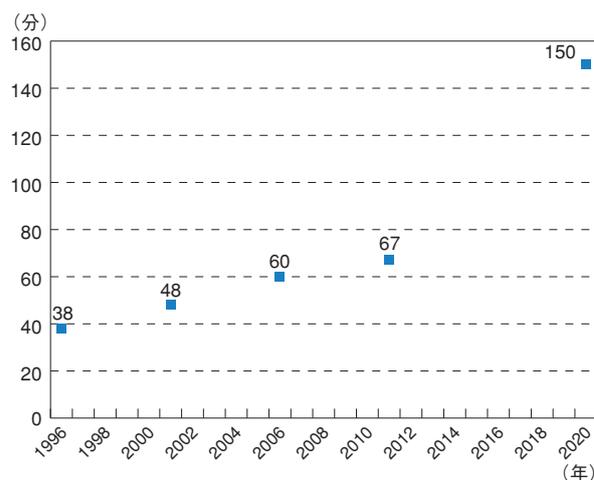
(備考)

- 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」により作成。ただし、2007年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」による。
- 数値は、調査前年度1年間（平成23年度調査においては、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの1年間）に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の割合。
- 点線の折れ線で示した2010、2011年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(14) 「⑭6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間」

6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間については、2006年は2001年に比べて12分増加しましたが、2011年は67分と2006年に比べて7分程度の増加にとどまり、引き続き低水準で推移しています。

【図表 3-3-19 6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間】

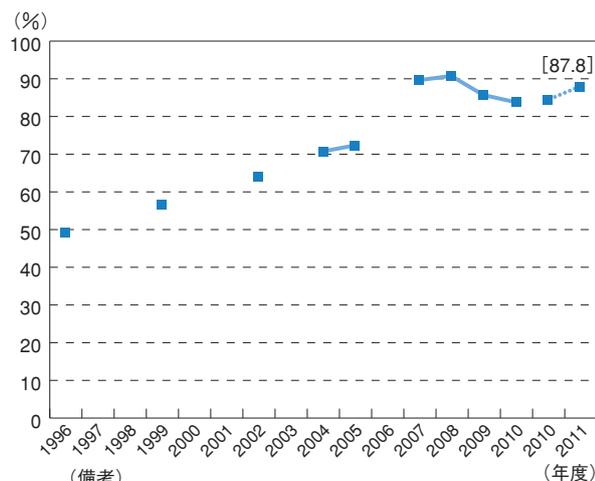


(備考)

- 総務省「社会生活基本調査」より作成。
- 数値は、夫婦と子どもから成る世帯における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計。

【参考】女性の育児休業取得率

【図表 3-3-18 女性の育児休業取得率】



(備考)

- 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」により作成。ただし、2007年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」による。
- 数値は、調査前年度1年間（平成23年度調査においては、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの1年間）に出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の割合。
- 点線の折れ線で示した2010、2011年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。